



が六%、それが九ヶ月たまると二%に下がつてくる。それからさらにもう少し時間が経過いたしますと、延滞の率が下がつてくる。こういうよう

な縦縛になってしまっていますので、われわれとしましては、一年以上延滞をしたものについて事故率として算定をすれば、ますます保険設計上そろ大きくな支障はないのではないか。こうしたことで、その数字をとつておるわけございます。

一年以上延滞というのは $\frac{3}{10}$ 、これは了解できます。しかし、それをぎりぎり一ぱい見ておるのは、どれだけプラスアルファになるかわかりませんけれども、ともかくもプラスアルファ、あるいは $\frac{1}{10}$ になると、もっと少ないのかもしれませんけれども、ともかくも $\frac{3}{10}$ よりは、いまの御説明では幾らが多くなるということになると思いますが、

○森本政府委員 今までの実績を見てまいりま  
すと、先ほど申し上げましたように、三ヵ程度の  
事故を見ておれば、あとは時間的な経過の問題  
でございますから、保険設計としてはそろ大きな  
支障はないのではないか、こういろいろ見てお  
ります。ただ、御指摘のように、形式的にある時  
点をとりますと、それよりも上回った事故が出  
ておりますけれども、その点は、保険をやってい  
てきます上にはそれほど大きく問題とすべきことで  
はないのではないか、そういうふうに思つておる  
わけでござります。

○湯山委員 保険設計から見れば、なるべく安全に見ておくほうがいいと思いますので、この点をもう少し安全に見る必要があるのじゃないかと思ひますけれども、一応それは御説明で了解したことにいたしまして、この近代化資金の場合は、災害等によつて近代化資金の支払いができない、天災融資を受ける、あるいはさらにそれの激甚災の指定を受けるといふような例が、ここ数年続いておると思います。これはどの程度見ておられるのか、その見ておられる根拠はどういうところにあるか、これをお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 災害等が起りまして、近代化資金の期限内の返済ができない、ことに当年度予定をされております償還額がその時期には返済が困難だという場合には、近代化資金のほうでもその期限の猶予といいますか、そういうふうなことをしばしばやつておるわけですし、今後も随時実情に応じてそういう措置をとっていくつもりでございますので、そういうことになりますれば、その分は延滞ということにはならないわけでござります。そういうことを考えますと、災害等によって、その償還猶予について適切に行なわれれば、事故率がそう上がりてくるということではないのじゃないか、そういうふうに見ておられます。

○湯山委員 保険の場合には、そういうたよくな事故に対する予想ということも必要であると思うのです。確かに貸し付けしたものが災害によつて焦げつくということは少ないかもしれませんけれども、しかし、保険としては、それらを予想して、そういう場合には焦げつきになる率も多いと思ひますので、その予想と対応する対策が必要だと思ひますが、それはどのようになさられておりませんか。

○森本政府委員 事故率等についての見方はそういうことでございますが、先日もお答えいたしましたが、保険の設計の中に、中央の保険協会にはいわゆる責任準備金という資金を積むことになつておりますが、異常な危険が発生いたしました場合には、その保険責任の準備金を取りくずして保険金の支払いができるというふうな仕組みにいたしておりますので、災害その他の異常事態に対しましてはその保険準備金をもつて対応できる、こういうふうなことになつておるわけでござります。

○湯山委員 その準備金の具体的な額とか、あるいは何に対する率とか、そういう基準はどうなつておるでしょうか。

○森本政府委員 保険責任準備金の計算は、異常事故によりまして保険金の支払いが倍増するといふような場合にも、十分対応できる額を算定して造成することにいたしております。具体的な額としましては、四十一年度は約六億二千万円、それをしておるでしようか。

三年間にわたって造成をしてまいりまして、約十八億ないし十九億の準備金を造成する予定でござります。

○湯山委員 これで大体保険設計の要素についてはお尋ねをしたわけですが、御説明を開きますと、近代化資金の総額は一千億をこえてくる。そして保険協会への依存度は五〇%を上回つてくる。しかも事故率は三%ということですが、なおこれを上回ることが予想される。さらに今度は保険の掛け金ですけれども、これも前回お尋ねいたしましたと、○・三%はこれは最高であつて、それよりふえるということはないという局長の御答弁。こういうことを見て、ただいままでお示しいただいた資料を計算してまいりますと、この保険はなんだると年を経るに従つて赤字になつてくるという計算が出てまいります。つまり、回収金と掛け金、その合計で支払つてしまりますと、どうしても足りなくなつてくる。こういう計算になりますが、政府のほうの計算はどうのようになつておるでしょうか。

○森本政府委員 保険のことではございますから、数年を経過する間に保険の設計と事実の間に一時的なギャップを生じるということはあり得るわけでござります。現在の想定では、私どもは先ほど来申し上げました諸要素を組み合せまして保険の設計をいたしております。ことに準備金は、三年間で先ほど申し上げましたように十九億近くというようなことで造成をするわけでございますから、さしあたり数年間はその造成される準備金で十分対応できる。保険の運行上、財政的にそろ大きな支障は來たさない、こういう見通しを持つてやつておるわけでござります。

○湯山委員 大さっぱな見通しではなくて、今まで個々の項目について数字を押えてお尋ねをしまいつたわけです。

そこで、もう少しまくお尋ねいたしますと、保険の収支が赤字になつてくる。収支勘定だけを見ると赤字になつてくるというのは、一体何年目くらいになるでしょうか。

○森本政府委員 保険取支の見通しを申し上げますと、四十一年度から四十三年度までは、その年の保険料収入に比べまして、保険金の支払いが少ないと、いう形に見通されております。したがつて、この三年間は保険料収入が累積してくるといふうなからこうになります。四年目以降は、その年度の保険料収入をもって保険金の支払いは多少足が出るといったような計算になると思います。現在の見通しでは、そういうふうにして保険料収入を三年間累積してためてまいりましたものが、五年目ないし六年目ごろまでに保険金支払いの補てんに充てるというふうな形になります。それ以降はある年次までは保険準備金、それをもって保険金支払いの不足額に充当していくこととで、大まかに年次を区分して申し上げますと、そういった推移をたどるものと思つております。

○湯山委員 非常に重大な問題で、この保険としては一番大切な問題だと思います。つまり、発足して三年目もしくは四年目までは掛け金と回収金とで黒字である。しかし、四、五年先ではその收支は赤字に転ずる。赤字に転じたものはいまの準備金のほうでこれを支払っていく。こうしたことになつていて。こうなりますと、ずっとそれ以後赤字が続いていく。つまり、準備金の取りくずしが行なわれていく。こうしたことになると思います。これは簡単に計算すればわかることであつて、かりに資金総額が一千億と見て、そうして基金協会の保証依存率七〇%程度と見て、保険協会の保険に依存するものが五〇%、その中の保証が七〇%で、事故率三%、こう見ても、四年目あたりから赤字になります。さらにこれが保険協会への依存度が包摂、選択の関係で六〇、七〇となつてくる、事故率がいまのよつて三%プラスアルファ、こうなつてくると、もう赤字転化は非常に早い。発足してまともにすべり出さないうちにもう赤字が出てくる。こういふ保険設計になつておるので、私がいま申し上げましたことについては、そのとおりだといふようにお認めになられましょ

○森本政府委員 大まかに言いまして、いま御指摘のような推移をたどるものと想定をいたしておられます。何ぶんこの保険設計は三つの要素で組み立てられております。一つは保険料、一つは支払い保険金、一つは回収金、こういう三つの要素で組み合わされておるわけであります。回収金のほうはや長期にわたつて回収をする予定でござりますので、いま申し上げましたような期限を限つていきますと、御指摘のような推移になるわけございますが、ただ、赤字がずっと将来累積し続けるというふうなことには想定しておりません。もう少しロングランに見通しを立ててみると、むしろ回収金のほうが多くなつてくるというふうなことを想定いたしますと、四、五年以降は赤字が累増し続けるとはわれわれは想定していないわけであります。十年あるいは十五年たつますと、また赤字が減少していく、そうしてまあ二十年くらいのタームで見てまいりますと、長期的な均衡がはかられる、そういうふうな設計をいたしております。その間の資金繰りのために、先ほど申しました保険責任の準備金を必要額造成する、そういうふうな形になつておるわけでございます。

○湯山委員 非常に重大な問題ですから、政務次官にお尋ねいたしたいと思うのです。

いま局長からも御答弁がございましたように、当初保険の発足当時は、確かに保険財政は黒字で出発いたします。ところが、いま御説明にあつたような資料を組み立てていても、四年目ぐらいから保険では入つてくる金よりも出る金が多いのです。そして赤字がずっと続いていく。そしてその赤字がいま局長の言われたとおりにしても、二十年ぐらいたなければその状態はなくならぬい、解消しない、こういう御説明なんですねけれども、もうすでに出发して軌道に乗つたときには赤字になつていて、そして準備金の取りくずしがそれから始まって、あるいは十年、十二、三年、十四、五年のころはもうとてもこの準備金では足りない。先ほどのようないに保険の安全性から見れば、

その必要な額の二倍、くらい見ておかなければなりません。ところが、もう十年目ぐらいで二倍は見られない、足りなくなるわけです。そうなると、この保険といふものは、せっかく出発しても、きわめて危険なものになつてくる。その限りにおいては非常に不安定だということになるわけです。そういうものをいま直ちにこれでよろしうございますということは、だれでも言えないとと思うのです。政務次官もそれでは困る。十年もたてばもう準備金の半分以上食いつぶす。そして支払う金額のほうは大きくなつて、その差はもっと開いてくる、こうなつてくると、ある段階ではもう準備金なんというものは一文もなくなる。これはそう長くない間、一二三年もすればもうなくなつてしまふ、これではたいへんですが、これは一体どうお考えでしようか。

○仮谷政府委員 ただいまのお説は、こもつともあります。しかしわれわれもこの法案といふものは現在非常に必要を感じて、ぜひ将来十分にその趣旨が徹底するようにつとめていかなければならぬと思つておりますから、準備金の取りくずし等のために、かりに将来問題が生ずるようになるとになるとすれば、その際には、交付金等によつて十分に調整して、制度が将来のことによつていろいろな欠陥を生ずることのないよう十分配慮していかなければならぬことは当然であります。

○湯山委員 いま政務次官が御答弁になられましたように、現在の交付金だけでは、もう非常に新しい期間に危険な状態に陥る、これは明瞭なことであります。そこで、将来の交付金について、その必要は政務次官お認めになられました。政府として、将来的交付金について何らかのめどを立てておられるのかどうか、これは局長いかがでしよう。

○森本政府委員 くどいようですが、もう一回保険設計について補足させていただきますと、三年あるいは四年といったような区切りをいたしますと、さつき御指摘になつたような傾向をたどる見込みでございますけれども、赤字は九年目がとりあえず最高になる予定でございまして、十年目以

降からは減少していくといったような見通しになつております。したがいまして、私どもの設計では、現在の保険準備金の額でもってそれほど危険な保険状態になるというふうには思っていないのでございます。しかし、先ほども申し上げましたように、設計と実施との間にギャップが生じますから、その間において意外に保険金の支払いが多くなるというふうなことで、保険準備金をもう少し余分に造成しなければならないといふ事態になりますれば、当然政府としても、その造成のための所要の財源措置をとるということは予定をいたしております。

○湯山委員 この点は局長、遠慮なさらないで、明確にお答えいただきたいと思うのです。これは政策的なものもありますけれども、計算的なものですから、遠慮なさらないで、あなたの責任でどうこうということを申し上げているのじゃありませんから、ひとつ思い切って大胆にお答えいただくほうが将来のためになるわけです。そこで、かりに十年目あるいはいまおっしゃった九年目がピークになるだらうということですが、しかし、そうなつても、あと数年にわたって基金の取りくずしが行なわれる。そうなつたときには支払い額に匹敵する、二倍ないし二倍以上の準備金を持つことができないということは、すぐこれはおわかりでしよう。つまり、保険の安全性からいえば、保険金相当額の準備金を持つていいきやならない。その体制は十年もたてばくずれる、確かに困難になる、これは間違いないと思いますが、いかがですか。

○森本政府委員 そういう事態があるのはくることが想定されるかもしません。そういう場合にしては、われわれとしましては、なるべく早めに安全をとつて、その準備金の造成に取りかかりたい、そういうふうに思っております。

いなことを申し上げておるので、そよするど、局長のほうはそれを受けて、あるいはそういう事態が起るかもしない、こう非常にあいまいにお答えになつておられる。そうではなくて、局長の言われたことからいえば、そういうことになりまつす、こういう御答弁があつてしまふべきなので、私のほうは、あるいはそういう事態が起るのじやないだらうかといつお尋ねをしておる。それをねかえしてもらつたのでは困るので、いままで御説明にあつたそれぞれの数字、それから率、それらを見て、いま予想しておる計算ではそくなれる、ころお答えになるのが至当だと思いますが、そういうふうに御答弁願いたいと思うのです。

○森本政府委員 計数的には、お手元に差し上げてございますから、お手元の計数によつてお読み取りをいただきますれば、おわかりいただけると思つわけであります。先ほど来言つておられましたように、保険金の支払い予定額に対しまして、必要な責任準備金といいますか、それを二倍積むという想定をいたしましたれば、四十七年あるいは四十八年ころには所要額を削るというふうな事態も想定されるわけだと思います。

○湯山委員 そういうふうにお答えいただくと、たいへん楽になります。

そこで、せつかく発足して、すでに七、八年先ではそういう危険な状態が予想されるということは、これはこの保険を進めていく上からも、場合によっては支障を来たす、こういうことになりかねないわけで、保険であればあるだけに、その場合にどう対処するか、これはこの際、この審議を通じて明瞭にしておく必要があると思います。そのことについては、政務次官も、それはどうするのだということを明らかにする必要がある。こうしたことでござりますが、これはこの保険にとつてはきわめて重大な問題でござりますから、ひとつ大蔵省とも十分お話し合いになつて、そして局长、次官の答弁が不満というわけではありませんけれども、責任者である大臣からそれについて答弁する、それについて大蔵省ともこういうふうに





公庫のほうは土地改良でありますとか、あるいは構造改善事業でありますとか、あるいは農地取得といったような、いわゆる農業經營を拡大していく、あるいは合理化していく上の基本的な、あるいは計画的な事業に対し貸し出しをしていく。そういう関係になっております。御案内のように、そちらのほうはかなり低利、長期のものもござります。近代化資金のほうの金利の問題でございまが、私どもとしても、なるべく農業經營のあるいは農家の負担を軽減していく上において、金利の引き下げということはきわめて重要なことであるということは認識をいたしておりまして、近代化資金充足いたしましてから、三十七年にも御案内のように金利の引き下げをし、今回も、不十分という御指摘がありまして、五厘の金利といつたようなものと金利の五厘引き下げを予定いたしておるわけあります。ただ、一言申し上げたいと思いますのは、何よりも農協の原資を使っておる制度でございまますから、農協の預金金利といつたようなものとの関連も考えなければ貸し付け金利の設定ができるないといったようなこともありますので、そういう点を配慮しながら、できるだけ農家經營上有利なような金利を持っていくよう、私どもも配慮しておるつもりでございます。

○児玉委員 この点、私はもう少し積極的な施策を要望したいということは、農林中金等のいわゆる系統金融が、農民から吸い上げた預金を外部に貸し出す場合においては、今まで多少公定歩合の引き上げの影響もありまして、金利は下がったことは、いましても、やはり農民が預けている預金の率に比較して、農林中金等が外部に利用しているこの一割前後の高金利で、相当の利ざやをかせいでいると思うわけです。そもそもいわゆる天然現象に支配されやすい農業經營という点から考えますならば、何といいましても、長期の計画といふことと金利が低いということが、絶対的な農業經

當を維持するための条件であり、それが私は農業經營の近代化への大きなステップになるものと確信をいたすわけでありまして、その点今後ももう少し積極的な取り組みを希望したいと存します。それでは、現在までに五ヵ年間の経過を経ましたが、この近代化資金の償還というほうは、一体どういうふうになつておるのか、延滞の、いわゆる一号から六号までの資金でございますが、大体六号資金のうちに、どの部分が最も償還がおくれておるのか、それらの状況について御説明をいただきたいと思います。

○森本政府委員 近代化資金の延滞の問題でございますが、この前もお答え申し上げましたように、本格的な償還期を現在迎えつつあるような状況でございまして、従来の実績では、必ずしも近代化資金の本格的な償還期における延滞の状況を直ちに予測するということもむずかしいかと思いますが、とりあえず実績のわかつておりますところで、昭和三十七年と三十八年に償還期が到来いたしましたので、償還期以後一年を経過したものの延滞率は、二年を通算いたしますと三%ということになつてござります。

○兒玉委員 全体で三%であります。が、一号から六号までの資金のうちにはどの部分が一番延滞率が高いのか、その点、次の質問をする上にぜひ必要でござりますので、お聞かせいただきたいと思います。

○森本政府委員 資金の種類、号別に調べたものは現在ございませんので、その点ひとつ御猶予をいただきたいと思います。

○兒玉委員 私の農林省からいただいている「日本農業」という四十三号によりますと、現在までの比率からいふと、四号資金である畜産関係の導入あるいは育成資金の部分が、最も高い比率を示しているといふことが数字で示されておりますが、一体農林省がそれを知らない、といふことは、ちょっと無責任じゃないかと思うのですが、どうですか。

○森本政府委員 あるいは御指摘の書物に載つて

ても、四号資金というものが最も延滞の率が高い、こういいう状況から判断をいたしましても、やはり畜産関係に対するもう少し思い切ったところの措置なり、あるいは資金ワークの増大、また金利の面においても、これはいわゆる回転も早いわけありますから、ある程度の金利の引き下げ、こういう点、私は技術的にも不可能ではない、こういうふうに判断するわけですが、四号資金のワークの拡大という点について、局長の見解を承りたいと思ひます。

○森本政府委員 先般もお答え申し上げました  
が、畜産の振興、また御指摘の養豚の振興の重要性  
あるいは必要性は、決して否定をいたしておるわけ  
ではありません。十分私どもも了承をいたし  
ておるところでございますが、近代化資金は、しば  
しば申し上げておりますように、いわゆる短期資  
金というふうなものを対象にするという点につき  
ましては、きわめてまだ踏み切りをする段階で  
ございまして、今回改正いたしましたのも、いわ  
ゆる中期の運転資金を対象に加えるという点が前  
進をいたしたところでございます。将来短期資金  
まで加えるかどうかといふことは、農業金融の中  
の一つの分野の調整上の問題として、かなり基本  
的な課題に属するわけであります。そういうふう  
なことを十分検討いたしませんと、まだ現在の段  
階では入れるまで踏み切りはいたしておりません。  
そういうことでございまして、畜産振興につい  
ては、十分私どもも理解をいたしておるつもりで  
ございますが、金融制度のたてまえとしては、今  
回のよろな改正でもつてとりあえず四十一年度か  
ら出発をいたしたい、そういうふうに思つておる  
わけであります。

○兒玉委員 ただいまの答弁、きわめて不満であ  
りまして、もう少し積極的にひとつ取り組んでい  
ただきたいということを要望申し上げ、最後に、  
基本的な点でござりますけれども、現在の近代化  
資金の融資ということは、当然政府の予算措置を  
必要とするわけありますが、いわゆる近代化資  
金の融資にあたりまして、いわゆるその需要とい

うものは、どうじう根拠に立つて測定をし、しかも融資目標というものをどのように定めるか、この点は当然予算編成の当初において策定されるわけになりますが、一方この融資ワクを農林省がきめるにあたりまして、当然農家からいわゆる借り入れ要求額といいますか、申し込みといいますか、〔舩林委員長代理退席、委員長着席〕そういう点等も、やはり四十年度は四十年度のいわゆる全体的な実施計画というものに基づいて、そりして年度の終わりに、全国の農協を通じてのいわゆる農民の要求額といいうものが集計をされ、最終的な策定がされる。そういたしますと、農林省の資金需要の策定といいうものと、実際に農民から要求を出してきましたところの融資額決定との、一つの時期的なギャップといいうものが生ずると思ふのですが、その辺の調整は今までどういうふうな作業を進めてきたか。実際に農民の要求するワクと農林省のいわゆる政府予算支出の策定とのタイムギャップの問題について、どのような作業をしてこられたか、この調整についてはどういうふうにやつてきたのか、この点最後にお尋ねしますして、私の質問を終わることにいたします。

ほんとんどワクというふうなことを考慮することなく、需要に応じて貸し付けをいたしております。ふうな実態でございます。

○児玉委員 これはいまの間に関連する質問でありますけれども、そういうことでありますと、大体今までいわゆる借り入れの申し込みをしてから認定まで平均五十日程度の期日を要するようになります。いま局長の答弁のような事情をもう少し短縮することが可能ではないか、こういうふうに私は判断いたすわけですが、その点いかがでござりますか。

○森本政府委員 農家の資金の申し込みがありましてから、貸し付けをいたしますまで若干の日時を要しております。これは単協に借り入れの申し込みがございまして、その申請書を県等で認定する、承認するといったような手続が要りますので、若干の日時を要するわけですが、われわれとしましても、できるだけそれを短期間に手続きが終了するよう、極力県庁等を指導いたしております。最近の実績を見てまいりますと、三十八年から三十九年にかけて、約十日程度の所要日数の短縮がはかられておるというふうな状況でございます。今後とも手続の簡素化等に極力努力をいたしまして、所要日数の短縮について配慮をしていきたい、そういうふうに思っております。

○中川委員長 この際 暫時休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時四十九分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を行いました。

質疑の通告がございますので、順次これを許可いたします。芳賀貢君。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねしますが、先日来近代化資金法並びに信用基金協会法の改正案について審議を進めておるわけでございますが、特に大臣の責任において明らかにしたい点だけを御質

ております。今後財政事情が好転した場合にありますことは、この助成資金に所要の積み立てを行なう考へでございます。

なお、その後の五ヵ年計画等があるかという問題でございますが、今年は八百億でござりますが、五ヵ年間に數字的にかためてはおりませんけれども、年々その需要に応じて増額してまいりたい、かよう存じております。需要に対しても十分仕事のできるように取り計らつてまいりたい、かよう存じておる次第でございます。

○芳賀委員 ただいまの点ですが、それでは助成資金設置法の改正は、四十一年度の政府の予算編成上、財政上の都合で、基金から四十一年度に充当するべく所要額を取りくすしたのであるけれども、四十二年以降は従前のよくな基金に政府が出資するとか、その基金の運用益を中心にして利子補給を行なう従来どおりの方法に四十二年は改めるといふわけですか。これは今年一年限りの暫定措置としての法改正であったということか。もう一度明確にしてもらいたいと思います。

○坂田国務大臣 来年度からは、財政のほうから場合によりますと十億のほうをまたふやすと、いうことも考へないこともないものでありますと、それよりも、大体やはり今年どおりの方式によつて、利子補給金等を資金ワクに即応してふやしてまいりたい、かよう考へておるわけであります。

○芳賀委員 大臣はその点をのみ込んでいいのですか。必要な利子補給は当然政府がするわけですね。利子補給の方法、手順について、従来設置法に基づいて、そこから補給すべき資金を出しておつたわけですが、ことしへこの基金から一般会計に繰り入れを行なつて、一般会計から四十年は政府の財政上の都合で、四十一年一年限りの法改正であるといふような趣旨の答弁をされたわけですが、われわれはある改正案の内容といふものを見計した場合に、必ずしもそだとは認めて

ないわけです。しかし、政府を代表して大臣が言わられるのだから、提案した政府のほうは確実と思いませんけれども、法律の内容が正確なのか、大臣の答弁が正確なのか、どっちが正確ですか。

○坂田國務大臣 今年の方法をとるわけでありますから、今年やりましたとおりに、この利子補給、補助金等を出していくのであります。先ほど申しましたのは、この助成資金のたてまえというものを存続するという、そういう意味で十億というものをそのままそれだけは残してあるということであつて、これを来年すぐどうするということではありません。

○芳賀委員 当分の間は今回の改正の方向で運営する、こういうことですか。

○坂田國務大臣 当分の間、四十一年度の方式によるのでござります。

○芳賀委員 なお、資金計画については少しずつふやすようにしたいというお話をですが、大体毎年度どのくらいずつふやす見込みであるか。従来は百億円くらいずつふえてきたというふうに見受けられるわけですが、今後いつまでも百億引き込みといふわけにいかないと思うのです。需要が増大すれば、それに見合つて百五十億とか二百億とか、必要に応じてこれを拡大する考え方かどうか。はつきり五カ年計画がわからなければ、大体どのくらいの速度でこれを拡大するかという点について示してもらいたい。

○坂田國務大臣 もちろん、今後の実績を見ていくわけですが、今年は特にワクをふやし、またいわゆる貸し付け対象を二つばかりふやしてまいりましたわけですが、それらについての貸し付けの実績等をしんしゃくいたしまして、でき得る限りふやしてまいりたい、大体こういう考え方を持つております。

○芳賀委員 この点は昨日も論議したわけですが、最近毎年度の政府の利子補給対象の資金ワクが消化されないでいるのですね。この制度が発足した当初は、九三%ぐらい消化したわけですが、それが九〇%あるいは八七%ということになつて、昭

和三十九年度は八三%しか消化されていないのです。どうしてこの政府の資金ワクに対し八三%で終わるかという点については、農林經濟局長からいろいろ内容について説明を徴したわけですが、やはりこれは政府の指導上の欠陥もあると思うのですね。あるいは都道府県の取り扱いの態度であるとか、あるいは農協自身が自己資金を充当するわけでありますからして、それぞれの面に問題点はあると思うわけです。ですから、この原因を究明してみやかに改善をはかると同時に、農家がこの制度の有利性を十分認識して活用できるよう指導、啓発を行なわないといかないと思うわけです。それとあわせて、やはり積極的に資金ワクを拡大すべきであるとわれわれは考えるわけですが、いかがですか。

○坂田國務大臣 御指摘のとおり、今年は制度の改正をやったわけでありますし、また貸し付けの対象をふやしたことでもあります。さらにまた、それと同時に、われわれとしては指導を十分やってもらっているわけでございますので、十分これら資金は消化できるでありますし、さらにより以上資金の増額が必要になつてまいるのじゃないかと私は存じておるわけでござります。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、近代化資金の貸し出し条件の改善について、政府としてはあまり努力をしておらないわけですが、今後どのように具体的な改善策を講ずるかという点であります。

その一つは、近代化資金助成法ができましたのが昭和三十六年の国会であります。当時当委員会で論議した焦点の一つに——当時は農林大臣もやはり農林委員をやつておつたわけだから記憶されておると思うわけです。まず貸し出しの金利については、当時は六分五厘あるいは七分五厘といふようなことで発足したわけですが、これつくる場合においては、少なくともこの貸し出し

あります。政府においても、当時すみやかにこれ

は改善しますということを明確にすると同時に、力んでおつて、大臣になつたとたんに、今度は局長あたりに知恵をつけられて、それは農協の金利が五六厘ですか、それとの見合いでなかなかできませんといふのはおかしいじゃないですか。

それじゃ一貫した政治信念がないじゃないですか。

○坂田國務大臣 附帯決議の趣旨もありますので、今後十分この点検討を加えたいと思います。

○芳賀委員 それではどのくらいの期間検討が必要ですか。あなたが在任中検討して結論を出すのか、やめて次の大臣にそれを引き継いで検討してもらつもりか、その点はいかがですか。

○坂田國務大臣 十分検討いたしたいと思います。

六分、あるいは共同利用施設等は七分ということになるわけであります。これをすみやかに五分以内に引き下げるということになれば、当然政府の利子補給を増大するという以外に速急の改善策はないと思うわけであります。これはどうぞされるかという点を明らかにされたいのであります。

○坂田國務大臣 従来から引き下げを行なつてきただけであります。なお末端金利を五分以内に引き下げるにつきましては、近代化資金が系統

の利息を適用するものでありますから預貯金金利、一年定期五年六厘との均衡を考えますならば、これ以上の引き下げはまず容易ではないと考へられますが、なお附帯決議の趣旨もありますので、今後十分慎重に検討してまいりたい、かのように存じております。

○芳賀委員 これは別に慎重を期す必要はない

のです。三十六年委員会で審議した際、それ

は本当に高過ぎる、近代化資金と銘打つて法律をつくった場合においては、少なくともこの貸し出し金利の水準というものは五分以内にすべきであるということを何を言わぬで、坂田さんもこれは当たらないですか。最初に法律をつくるときにはそれがだからして、農協の貯金利子との見合いで、五分なんということはできませんと言えばよかつた

のです。三十六年委員会で審議した際、それがあわせて考慮しながら、この問題を検討していくたい、かのように存じております。

○坂田國務大臣 お答えします。

今後の問題につきましては、地方財政等の問題もあわせて考慮しながら、この問題を検討していく

たい、所在が不明確になると思いますが、その点はいかがですか。

○芳賀委員 これとあわせて、結局農協の基準金利が五厘下がつたわけですね。農協の金利が下がつたわけだからして、政府がとやかく言う筋合

いはないわけですね。したがつて、政令の第二条に

うたつてある各資金の種類、償還年限あるいは置き期間、利率というものに対しても——これは法律が改正になれば、やはり必要な政令、省令の改正は行なわれるといふに考えられます。ただいまも昨日要求した案が配付にはなっておりませんが、五厘の分は全面的に引き下げられるといふ——これは当然の質問ですが、大臣から念のためお答え願いたいわけあります。

○坂田国務大臣 いまの御質問であります。土地改良資金等につきましては、近代化資金制度の創設の際に、旧農業改良資金から引き継いだものであります。また、融資額十万円以上の規模の土地改良については、農林公庫資金において貸し付けワークは余裕を持って組んでおり、農家の必要に応じて十分貸し出してきておることとなつておること等によりまして、今回はこの金利を据え置くことを予定しておりますが、御趣旨の点も十分考慮し、今後検討することにいたしたいと存じます。

○芳賀委員 ちょっとわからぬですね。農協が基

準金利を五厘下がったわけだから、結局総体的に

貸し出し金利が五厘ずつ下がることになるではな

いかということを指摘しておるわけです。だから、

ある種の資金だけについてこれは下げる必要が

ないということになれば、農協がその分だけ五厘

下げる必要がないということをやらせないと、こ

れは手の打ちようがないでしょう。その分だけ下

がつたのをいいことにして、政府が利子補給を減

らすわけにいかぬでしよう。そうかといって、そ

の種類の資金だけについて、この分だけは九分五

厘ですというわけにもいかぬと思うのです。だか

ら、全面的に五厘下がると解釈して差しつかえな

いかどうか。これは法律改正になれば、当然全

ての資金だけが五厘下がるわけですね。それ

がつちやつたのですよ。だから、従来六分五厘の

ものは六分になつた。七分五厘のものは七分に、

五分のものは四分五厘に当然なるのですね。それ

を妨げるかどうかといふことが、農林省の行政的

な態度だらうと思うのです。だから、農林大臣と

して妨害するかしないか、それを下げるなどと言え

ば、土地改良関係だけが基準金利を五厘下げなく

てもいいといふことになるのですよ。そういうこ

とはできないと思うのです。土地改良関係資金だけは、従来どおり九分五厘にしておけといふわけ

にはいかぬと思うのですよ。その点はいかがですか。

○坂田国務大臣 この点はやはり検討すべき問題でございまして、ある意味においては、金利が下がつたときには補助金を減額したらどうかといふ問題ですら出るのであります。しかし、そういうことはいかぬといふので、やはり下げたことがそのまま下に届くようにこの際やつていこう。しこ

うして、制度上のその他の改善によって、この際はえ置き期間、利率というものに対しても——これは法律が改正になれば、やはり必要な政令、省令の改正は行なわれるといふに考えられます。ただいまも昨日要求した案が配付にはなっておりませんが、五厘の分は全面的に引き下げられるといふ——これは当然の質問ですが、大臣から念のためお答え願いたいわけあります。

○坂田国務大臣 いまの御質問であります。土地改良資金等につきましては、近代化資金制度

の創設の際に、旧農業改良資金から引き継いだものであります。また、融資額十万円以上

の規模の土地改良については、農林公庫資金にお

いて貸し付けワークは余裕を持って組んでおり、農

家の必要に応じて十分貸し出してきておることとなつておること等によりまして、今回はこの金利を据え置くことを予定しておりますが、御趣旨の点も十分考慮し、今後検討することにいたしたいと存じます。

○芳賀委員 私のお尋ねしているのは、農協の基

準金利が五厘下がったわけだから、結局総体的に

貸し出し金利が五厘ずつ下がることになるではな

いかということを指摘しておるわけです。だから、

ある種の資金だけについてこれは下げる必要が

ないということになれば、農協がその分だけ五厘

下げる必要がないということをやらせないと、こ

れは手の打ちようがないでしょう。その分だけ下

がつたのをいいことにして、政府が利子補給を減

らすわけにいかぬでしよう。そうかといって、そ

の種類の資金だけについて、この分だけは九分五

厘ですというわけにもいかぬと思うのです。だか

ら、全面的に五厘下がると解釈して差しつかえな

いかどうか。これは法律改正になれば、当然全

ての資金だけが五厘下がるわけですね。それ

がつちやつたのですよ。だから、従来六分五厘の

ものは六分になつた。七分五厘のものは七分に、

五分のものは四分五厘に当然なるのですね。それ

を妨げるかどうかといふことが、農林省の行政的

な態度だらうと思うのです。だから、農林大臣と

して妨害するかしないか、それを下げるなどと言え

ば、土地改良関係だけが基準金利を五厘下げなく

てもいいといふことになるのですよ。そういうこ

とはできないと思うのです。土地改良関係資金だけは、従来どおり九分五厘にしておけといふわけ

にはいかぬと思うのですよ。その点はいかがですか。

○坂田国務大臣 この点はやはり検討すべき問題でございまして、ある意味においては、金利が下

がつたときには補助金を減額したらどうかといふ

問題ですら出るのであります。しかし、そういう

ことはいかぬといふので、やはり下げたことがそ

のまま下に届くようにこの際やつていこう。しこ

うして、制度上のその他の改善によって、この際は十分農家その他の近代化資金の利用者のために、十分この制度が生きていけるように努力しよう、そういうことからかようないたしたわけござります。なお、これらについては、御指摘のとおりの問題もありますので、今後十分これらの点を検討を加えてまいりたい、かのように存じておるわけでございます。

○芳賀委員 私のお尋ねしているのは、農協の基

準金利が五厘下がったわけだから、結局総体的に

貸し出し金利が五厘ずつ下がることになるではな

いかということを指摘しておるわけです。だから、

ある種の資金だけについてこれは下げる必要が

ないということになれば、農協がその分だけ五厘

下げる必要がないということをやらせないと、こ

れは手の打ちようがないでしょう。その分だけ下

がつたのをいいことにして、政府が利子補給を減

らすわけにいかぬでしよう。そうかといって、そ

の種類の資金だけについて、この分だけは九分五

厘ですというわけにもいかぬと思うのです。だか

ら、全面的に五厘下がると解釈して差しつかえな

いかどうか。これは法律改正になれば、当然全

ての資金だけが五厘下がるわけですね。それ

がつちやつたのですよ。だから、従来六分五厘の

ものは六分になつた。七分五厘のものは七分に、

五分のものは四分五厘に当然なるのですね。それ

を妨げるかどうかといふことが、農林省の行政的

な態度だらうと思うのです。だから、農林大臣と

して妨害するかしないか、それを下げるなどと言え

ば、土地改良関係だけが基準金利を五厘下げなく

てもいいといふことになるのですよ。そういうこ

とはできないと思うのです。土地改良関係資金だけは、従来どおり九分五厘にしておけといふわけ

にはいかぬと思うのですよ。その点はいかがですか。

○坂田国務大臣 この点はやはり検討すべき問題でございまして、ある意味においては、金利が下

がつたときには補助金を減額したらどうかといふ

問題ですら出るのであります。しかし、そういう

ことはいかぬといふので、やはり下げたことがそ

のまま下に届くようにこの際やつていこう。しこ

うして、制度上のその他の改善によって、この際は十分農家その他の近代化資金の利用者のために、十分この制度が生きていけるように努力しよう、そういうことからかようないたしたわけござります。なお、これらについては、御指摘のとおりの問題もありますので、今後十分これらの点を検討を加えてまいりたい、かのように存じておるわけでございます。

○芳賀委員 次に、近代化資金については、農協

の資金をまず活用することになつておるわけです

が、それとあわせて、共済連の資金あるいは中金

の資金を転貸を受けて、そろして充当することも

できます。しかし、農林省としても、これは資金源

として対象にできるということになつておるわ

けだから、政府の資料によつても、共済連の資金

等が単協の転貸資金という形で活用されておるわ

けです。そこで、昨日もこれは経済局長にも質問

をしたわけありますが、これは農林大臣として

も直ちに明快な答えはできないと思いますけれど

も、問題は、共済連の扱つておる資金は、これは

当然農業協同組合法に基づいて単協が行なつてお

る共済事業を通じて、組合員の掛け金等が蓄積さ

れ、運用されるということになるわけです。した

がつて、この資金は貯金ではありませんから、利

子は不要といふことになるわけです。当然これに

ついては農林省あるいは大蔵省の厳重な監督を受

けておるわけですから、無制限に積み立て金とか

運用資金といふものを貸し出しに回すことはでき

ないわけですが、しかし、近代化資金に回せると

いうことが法律上きまつておるわけだから、それ

は貸し出しの場合の方針としては必ずしも信連

を通じなければ貸し出しができないというもので

はないわけですね。これが一つの問題になるわけ

です。

そこで、明らかにしていただきたい点は、一体、

都道府県段階の共済連の資金運用上、資金コスト

といふものがどのくらいの程度のものになつてお

るか、たとえば信連が扱つておる自己資金と比較

した場合に、どういうようなコスト上の差がある

か、それを信連を経由して単協に転貸する場合は

コストの違つた資金が、結局信連経由となれば同

一の金利で単協に流れることになつておるわけで

すから、その利さやといふものは、一体共済連がそれを自己で受け取るか、信連がその利さやを吸収しておるか、いずれかであるというふうに考えられるわけありますので、この点は、農林大臣として関心を持つておられれば答えてもらいたいわけですね。御了承を願いたいと存じます。今後については、御趣旨の点等について十分検討をいたしたい、かのように存じます。

○坂田国務大臣 金利については後ほどお答えい

たしますが、共済資金が、信連の預金、

農協共済事業の重要な役割の一つであり、現に

運用資産の約六割に相当する金額が、信連の預金、

農協共済事業の重要な役割の一つであり、現に

運用資産の約六

で、ある程度加入者に還元いたさなければいけません等の事情もございまして、団体側自身としては、運用利回りを八分三厘程度にしたいということを希望しておりますが、現段階におきます運用資産の総利回り金利は七分六厘三毛でございます。

○芳賀委員 その場合、共済連が信連に預託する場合の預金金利は幾らになるのですか。  
○和田(正)政府委員 県の共済連から県の信連に預金をいたしました金利の総平均は七分六厘四毛といふことござります。それから信連を通して単協に貸し付けをいたします場合の平均が六分九厘二毛でございます。

もう一つ御参考に申し上げますと、県信連の経済分析によりますと、七分でございますから、単協への貸し付けの基礎はほぼ似たような金利になると存じます。

○芳賀委員 大体内容がわかりましたが、問題は、共済連から近代化資金を単協に直接流すことの是非の問題ですが、大体コストに大きな幅がないという事であります。また単協が扱つておる建物共済等については、そういう建物の建設資金は、これは直接共済連から単協に流してあるわけですから、近代化資金だけはどうしても信連を通さなければ流れないという問題ではないと思うのですね。この見解は大臣としていかがですか。

○坂田国務大臣 これは農協の組織団体の意向によりまして、それらの資金をまちまちに出すということになしに、それを県信連にまとめておることから一途に出すということに相なつておることは御了承のとおりございまして、そのため信連、それから共済連及び中央会三者寄りまして、そこから貸し付けをする。こういう方向でございます。

なお、別に保険契約書を担保とするような約款の貸し付けにつきましては、これは当然共済連直接の貸し付けになることは言うまでもございません。

○芳賀委員 それではどうして近代化資金法の政

令で共済連の金を転貸できると書いてあるのですか。信連を通さないとできぬのだったら、そういうのは何も政令にうたう必要はないじゃないですか。

○和田(正)政府委員 実際の資金運用につきましては、いま大臣から御答弁ございましたように、現段階で県の共済連、県信連、それから県の中央会で運営委員会をつくりまして、いわゆる信用事業によります資金吸収の貸し付けと共済連系統との貸し付けが現実に競合をいたしませんように、いろいろ調整をいたしておるわけでございます。もちろん、信連を通しません単協からの貸し付け金の中にも、近代化資金に使われておる部分も現実にはござります。先生のおっしゃる御趣旨は、信連を通さずになるべく単協から近代化資金にもつと貸せるような方向にすべきではないかという御趣旨だと思います。御趣旨のほどはよく理解ができます。先生のおっしゃる御趣旨は、信用事業の系統の余裕の計画の樹立についても、先般審議しましたマル

寒法の場合においても同様であります。農家が経営の自立を目指して積極的に前進しようとすると、やはり障害になるのは焦げつきの資金です。場合、やはり障害になるのは焦げつきの資金です。

○芳賀委員 この点は、都道府県の信連、共済連、中央会が協議して運営の方針をきめると、いかにも、いかにも自主的に聞こえますが、これはやはり農協法によって共済規程というものが貯蓄しておるわけですが、これに付けては、國の制度として、今後十分その点の調整については検討をして、努力もいたしたいというふうに思つております。

○芳賀委員 この点は、都道府県の信連、共済連、中央会が協議して運営の方針をきめると、いかにも、いかにも自主的に聞こえますが、これはやはり農協法によって共済規程というものが貯蓄しておるわけですが、これに付けては、國の制度として、今後十分その点の調整については検討をして、努力もいたしたいというふうに思つております。

○坂田国務大臣 お答えいたしましたが、全国的に見て、一般的に農家負債が問題であるとは私はいきやすいものなんですね。だから、これは当然思つておりませんが、お説のように、地域によつては固定化負債が問題となるところもあると思つておられます。この際、そういう固定化負債をもう少し積極的に処理する方策といふものを立てる必要性についてお尋ねしたいと思うのです。

○芳賀委員 私の指摘しているのは、第一種兼業農家の負債を対象にして、言

現在の専業農家が将来にわたって完全な自立経営ができる形態に進むためには、当然経営面においても構造の改善とかあるいは営農の近代化、機械化といふものが必要になるわけです。それを行なうには、相当多額な資金が必要になって、それが

政府の助長によって導入されたとしても、農業の収益性が非常に低いわけですから、なかなか十分に償還が進まない、あるいはその間に災害等が起きたときに、債務が固定化する状態になるわけです。だから、これを排除するためには、制度上の問題としては、いまある自作農維持資金の内容をもう少し拡大して、専業農家を主体とした固定化負債については、明らかに負債整理計画というものを政府が指導して立てさせて、それに必要な資金を融通して、そして從来の高率な、あるいは償還年限の短いような焦げつきを切らかさざるといふことにすれば、負債の償還も容易であるし、また農業の改善発展も並行して行なわれるということになると思うわけですから、これはやはり農業政策上の問題としても重要な点でもあります。冒頭大臣から御答弁がございましたように、今後十分その点の調整については検討をして、やはり農業政策上の問題としても重要な点でもあります。この内容を十分改善して活用することであるわけですが、ですから、単に検討検討といふことではなく、やはり地域の実態を十分調査して、いまだも自作農維持資金制度といふものがあるわけではありません。この点についてお尋ねしておるわけですから、具体的に大臣として、十に一つくらいあるわけです。ですから、この内容を十分改善して活用することができるようなる道を開けば、相当期待が持てると思つております。その点についてお尋ねしておるわけですが、その内容を十分改善して活用することができるようなる道を開けば、相当期待が持てると思つております。この際、そういう実態等によって、相当な地域差はあります。しかし、特に北海道の地域とか東北地域等においては、相当の経営上の固定化負債があることは、大臣も御承知のとおりであります。この際、そういう実態等によって、専業農家の負債をもう少し積極的に処理する方策といふものを立てる必要性についてお尋ねしたいと思うのです。

○坂田国務大臣 お答えいたしましたが、全国的に見て、一般的に農家負債が問題であるとは私はいきやすいものなんですね。だから、これは当然思つておりませんが、お説のように、地域によつては固定化負債が問題となるところもあると思つておられます。この際、そういう固定化負債をもう少し積極的に処理する方策といふものを立てる必要性についてお尋ねしたいと思うのです。

○芳賀委員 私の指摘しているのは、第一種兼業農家の負債を対象にして、言

即応したようにこれらの問題を検討していくなればならない。こう考えておるわけでござります。

○芳賀委員 次の問題は、近代化資金とは違いますが、一昨年近代化資金法の改正あるいは農業金融公庫法の改正等を行ないました場合、農業協同組合のあり方について、政府としてはどう考へるかという問題が提起されたわけです。当時、赤城農林大臣の答へとしては、目下農林省において、農林大臣の私的な諮詢機関といふような意味で、石井英之助君を会長とする農協問題懇親会——これは名前は明らかでありませんで、ある会——では明瞭かであります。政府のほうで明確にしてもらえばいいわけですが、そういうものを受けた検討を加えておるので、いずれ近いうちに、農林省として、農協に対する今後の対策等については、委員会に明らかにしたいというふうな立場から意見の具申等が行なわれておるといふことがあつたわけであります。その後また農協中央会議からも、この農協問題調査会等に対し、農協の立場から意見の具申等が行なわれておるといふことを承知しておるわけであります。すでに二年以上を経過した今日でありますから、この調査会等においても相当具体的な作業を行なつておると思いますし、特に最近の国内の経済事情の変化等から見ても、あるいはことしの農業白書におきましても、従来の農業協同組合の総合事業といふものは、金融事業からの利益に依存する度合いが強化されたが、最近の低金利の傾向から見た場合に、そういう信用事業の収益だけに依存するより農業協同組合の方針といふものは誤りである。危険であるというような指摘も、実は行なわれておるわけですね。この際、やはり農協問題については、われわれとしても重要視しておることでありますから、農林大臣から、農林省として農協に対してどういうような検討を下しておるか、この点を説明してもらいたいわけです。

の五月ころ、大体中間報告を受けたい、こういふうに考へておるわけでござります。なお、先ほどお話しに相なりました、農業協同組合本体が改善に関する広大な——またなかなかがつた点も非常に多いでござりますが、ずいぶん広範にわたくての改革と申すか、改善意見をまとめて、それらの批判をいろいろわれわれにも申し出おるのでござります。これは答申というわけではあります、諮問いたしたのじやないでありますから。いわゆる自発的に農協全体の問題についての改善策を協議されて、そしてでき上がつたものでござります。非常に広範なものでござります。内容も相当しっかりしておるものと私は見ておるのをごぞいます。しかし、これらに対しても、まだ一部にはいろいろ問題もござります。そういうよりなわけございまして、これらの問題といい、また農政局を中心になつて学識経験者に寄つてもらつて研究しておる問題等、農協に関する十分な研究をわれわれは期待する。日本の農業がいかに大きくなるとしても、また経営の拡大が行なわれるとしても、やはり小農の域を脱しないものであるのであります。したがつて、協同組合といふのは絶対必要なものであることは言ふまでもございませんので、これらの組織がほんとうによくいくつかいのかといふ問題、つまり、農協のための農協でなしに、農民のための農協として、できる限りの力が伸び得るような点について、十分検討を加えていきたい、かように考へておるわけでござります。とにかく非常に大きな問題であり、また歴史を持つものであり、いろいろの関連の多いものでござりますので、いまこうしたらいといふことを一言にしては言い得ないのでござりますが、そういうことでございまして、農林省といたしましても、この問題はひとつ十分検討を加えてまいりたい、こういうふうに考へておる次第であります。

いたいわけです。一年もたつておるわけで、いままでに二度にわたって中間報告といふものが行なわれておるわけです。先ほども言つたとおり、農協中央会からも具申が行なわれておる。これは農政局長のところで扱つておられるわけですから、この主たる問題点ですね。特に農協の組合員になつてから見ても、とにかく全國的に見ると、専業農家が二割しかおらぬ、第二種兼業が四三%というような、兼業がどんどん激化する状態の中で、一定の組合員資格を持つた者は農協の組合員になつておるわけですから、構成上から見ると、専業農家のほうは非常に僅少になつてゐるわけです。農林大臣の石川県は専業一割しかないということを常に宣伝されておるようですが、以前の農協の正組合員の構成内容と今日の内容とは、非常に質的な変化を来たしておるわけです。しかも農協が全組合員の利益に貢献しなければならぬということになれば、おのずからその使命とする点とか、あるいは行なう事業の内容等についても、それに対応する農協の体質といふものが要求されてくると思うわけです。そういう点は検討すべき事項の重要な課題になつておると思いますので、それらの問題点を中心にして調査会が検討している問題点、あるいは農林省自体として問題にしておる点等について、要点だけを農政局長からでいいですから、述べてもらいたい。

○和田(正)政府委員 農協問題に関する検討は、先ほど大臣からお答えがございましたように、昨年の九月から学識経験者約二十人ほどにそのつどお集まりをいたさまして、大体月に一ペんないし二へんぐらいずつ本年の一月くらいまで累次開催をしてまいりました。そこで、非常に広範にわたりましていろいろ御議論をいただいておりますので、まだこういうふうにきめる段階ではございませんけれども、大体今までいろいろ議論をいただいておりますおもな点を拾つて申し上げますと、第一は、いま芳賀先生御指摘のございましたように、いろいろな経済状況の変化あるいは農家の質的な変化に対応いたしまして、農協のあり方

について、もつと純化論と申しますか、ほんとうに農業を中心に行っているような人だけに組合員の資格を逆に限定をするような考え方、また他面では、そういうふうに考えずに、やはり農業地域社会を全体としてひとつとした昔の産業組合のようなものとして考えるべきではないかという問題、それで進みましたのは、いまのような状況の中で農協が農業生産にさらに——現在もいろいろの努力をしてもらっておりますが、一そぞそれを効果あらしめるためには、事業運営の面でどのようなことを考慮したらよろしいか、さらに県連の段階につきましては、現在組合の基本思想として一人一票制というたてまえをとておりますが、非常に事業量の大きい組合と小さな組合といろいろばらつきが出てきたこととの前提において、特に連合会の段階では、一人一票制を事業量とか組合員数とかに対応して若干手直しをする必要があるのではないか、そういう問題。

〔委員長退席、大石(武)委員長代理着席〕

それから特に最近、ごく一部の農協で、信用事業面等で定款違反等の貸し付けがあつて、若干の事件を起こしておりますが、そういう意味におきまして、農協の執行体制にもう少し責任体制を確立するというような問題がもう少し制度的にも検討されるべきではないだらうか。さらに中央会が、県段階にしつる全国段階にしろ、いろいろな批判があるわけでございますが、今後中央会がどういう事業に重点を置いて進んでいくべきか、そういうような点を広範にわたりまして、九月から一月まで先ほど申しましたように、月に一回ないし二回学識経験者にお集りをいただいて議論を重ねてまいったわけでございますが、私どもの事務局的な気持ちとしては、四十一年度末までに一応の結論を出すということで、予算も四十年度と四十一年度と二年にわたって調査研究のための経費が計上されておるのでございますが、少なくともそのうち当面急ぐ部分につきましては、五、六月ころには何らかの中長期的な結論を取りまとめたいという考え方で、現在皆さまの議論の結果などに基づい

Digitized by srujanika@gmail.com

て取りまとめを急いでおりますが、四月にもなりましたらさもなくまたお集まりを願つて再開していただいて、請めてまいりたいというふうに考えております。

それからなお、全国農協中央会が総合審議会といふのをつくりまして、昨年十一月に団体側の立場として自主的にきめましたものがござります。これは別に答申とかそういうことではなくして、農業団体自身として今後こういう問題点を検討したいということで、全体三章に分かれております。単協段階について、総合農協、専門農協のあり方の問題とか、組合員の数などの程度を基準すべきであるかとか、それから第二章は、県段階の問題として、現在のような二段制ではなしに、取扱い物資によっては二段制といふこともあり得るのでないかとか、それから第三章では、現在のようなら販売、購買、信用といったような連合会のあり方を総合連合会にするはどうかとか、あるいはブロック別の連合会をつくつたらどうかといふようなことについて、いろいろ団体側での問題意識を取りまとめてられたわけでございますが、相

当広範でありますので、たとえば取り扱いの三段制を二段制にするといましても、物別に違うということですねけれども、物別にどうするかといふような最終的な詰めはまだ行なわれておりませんが、中央会自身としても、これに基づいて、情勢としてこういふふうに法律を直してほしいといふような具体的な形としては、まだ農業団体側も動いておりませんので、これも先ほどから申し上げております。研究会等では、一応参考にはしながら議論を進めていただいておる、そういう段階にあるわけでございます。

○芳賀委員 この問題は、いずれ適當な機会に取り上げることにしたいと思います。

最後に、農林大臣にお尋ねしたい点は、御承知のとおり、農協合併促進法の五年間の期限が三月末で完了するわけであります。これに対しても現在のところ、農林省として、この合併促進法をさ

らに延長する意思があるのかないのか、あるいはないとすれば、どういう理由でないのか、必要としたい事情にあれば、むしろ議員立法として委員会提出等で出してもらいたいといふ考え方を持つているか、何かお考えはあると思いますので、この点が

### 第一点。

もう一つは、農林漁業金融公庫法の附則の二十一条、四条だと思いますが、乳業資金に対し国庫から資金融通ができる道を、これは五年前に農林委員会において、われわれが議員提案という形で公庫法の一部を改正したわけですが、これも三月で期限が切れるわけです。特に四月から乳価の不足払い制度等も開始されるわけでありますし、また酪農近代化の相当積極的な構想が打ち出される機会でありますからして、これらの資金を継続的に公庫から出す必要があるとすれば、やはり期限延長をする必要も生じてくると思うわけですが、これに対する政府の最終的な方針をこの機会に聞かせてもらいたい。

最後にもう一点は、農林年金法の改正であります。これはもうすでに、衆議院の予算委員会において大蔵大臣からも、法律の改正案を必ず出しますといふことが確約されておるにもかかわらず、今日までまだ政局から改定案が提案を見ていないということは、まことにこれは遺憾にたえない点ですが、せつから國会で約束をしておりながら、どうして年金法の改正案を出せないのか、これが出来ないと、近代化法は提出の時期が早かつた関係もあって、先着順で今日までやつてきておるが、これをもじつあげた場合には、審議する法案と

いうことになれば、社会党が提出した農林年金法の改正案の審議に直ちに入るという順序になるわけです。全部社会党提案にまかせてそのまま通してくるというのであれば、これはいと簡単であるが政府の今までの態度を見ると、それほど熱のこもつたやり方はできないと思うわけです。ですから、この点は一体いつお出しになるつもりでおるのか、あるいはいつまでも今後も引き延ば

すつもりでおるのか、その点を農林大臣から明らかにしてもらいたいわけです。答弁いかんによつては、今後当委員会の法案の審議等についても、これは委員長はじめ理事全体が重大な決意で対処しなければならないと思ふわけですからして、正直に答えてもらいたいわけです。

### ○坂田国務大臣 三つの問題でござります。

第一は、農協合併助成法の問題でござります。これは元来政府で計画したその計画の九九名が達成されておるということであり、その後の問題としては、法案としては、それだけではなくなかなか合併の目的を達し得ないというような情勢等もありました。関係上、政府提案といふものを作出しない、

こういうふうにいたしておつたのであります。その後、いわゆる法人税その他登録税などの、合併についての税の問題は、非常に問題として考えなければならぬといふので、協議もいたしておるようなわけであります。したがつて、この農協合併の法案につきましては、御相談をいたし、議員提案でも提出していただけばいいのではないか、

というふうに考えておるわけでございます。それから乳業資金の問題でございますが、これは政府提案はしないといふことで進んでおつたのではありませんが、議員提案で提出するといふ話しあいを聞いておるわけでございます。そういうふうになれば、政府としても、これはさうやうなふうに進み得るものではないか、かように考えておるわけでございます。

○湯山委員 作成中でござります。なお、若干の時間を要するとは思いますが、その点はひとつ御了承願いたい、こう思います。なるべく早く成案を得たい、こう考えております。

○芳賀委員 作成中でござらうのはどんどうのですか。

重ということじやないのでしょう。作業が大きいから時間がかかるというのでしよう。

○坂田国務大臣 これはいまのようならようと一点点を直すくらいならば時間を要しないのです。ですから、その点はよく御了承願いたいと思います。慎重審議をいたしておるのであります。

### ○大石(武)委員長代理 それでは湯山君。

第一は、農協合併助成法の問題でござります。それは、農協合併助成法の問題でござります。農協合併助成法の問題でござります。

○坂田国務大臣 非常に重要な問題点、大臣の御答弁をいたくといたことを委員長から計らつていただきおりましたので、端的にお尋ねをいたしましたから、ひとつ簡単に、しかも明確にお願いいた

ます。準備金が相当減少して、これはたいへんなことになります。そこで、数年後には当然國からの交付金による手当てが必要であろうと思いますが、交付金を國からさらに追加出資する、追加手当とする、そういう方針をとつておられるのかどうか、これが第一でござります。まず、これからお答えいただきたいと思います。

一つは、信用保険協会でございますが、政府委員並びに政務次官にお尋ねいたしまして、保険設計が非常に不安定である、ことに四年、五年あたり赤字が出てまいりまして、十年ぐらいになると準備金が相当減少して、これはたいへんなことになります。そこで、数年後には当然國からの交付金による手当てが必要であろうと思いますが、交付金を國からさらに追加出資する、追加手当とする、そういう方針をとつておられるのかどうか、これが第一でござります。まず、これからお答えいたいと思います。

○坂田国務大臣 今後の保険協会の業務の推移を見て、これら資金の追加造成が必要と考えられる場合には、時期的に十分な余裕を持って國の交付金等を確保し、保証保険制度の円滑な推進に支障なきよう万全の措置を講じてまいり所存でござります。

○湯山委員 けつこうでございます。

その次にお尋ねいたしたいのは、基金協会からの信用保険協会に対する保険ですけれども、これは五十万円を境目にして包括、つまり自動的に保険に入れるものと、これを基金協会において選択するもの、この二本立てになつております。しかし、この保険の性格、趣旨から見て、こういう一本立てというのは、はなはだ得ない措置であつて、将来必ず包括一本にすべきだ、このように

考えますが、これについて大臣の御所見を伺いたいと思います。

○坂田国務大臣 選択と包括の制度により、今後円滑に保険が行なわれるものと考えておりますが、お説の京は、保険制度の運営の実態を見て、必要があれば今後の問題として十分検討いたしてまいります。

○湯山委員 ただいまのは検討だけじゃなくて、そうしなければならないように、保険が価値があればあるほどそらなければならないわけですから、検討じゃなくて、そういう方向で大臣も施策を進めていく、一举にそらなるかならないかは別ですが、そういうふうにあつていただきたいと思います。あと御答弁と一緒に願います。

第三番目は、信用保険協会への加入、脱退が自由であることが法文の上に明記されており

ます。しかし、この構成から見て、自由に加入、脱退をされたのではたいへんなので、基金協会が一つ脱退すれば、その県はこの事業が困ります。中金が脱退なんかすれば、これは資金的にも業務の上からもたいへんな問題なんです。法律にはそなつているけれども、実際には加入、脱退といふようなことが起らぬよう措置が必要であると思います。それについてどのように指導されるのか、これを伺いたいと思います。

○坂田国務大臣 先ほどの点でございますが、運用の実態を見て、必要があればその方向ででき得るよう検討したいと思います。

それから次の問題でございますが、すべての基金協会及び農林中金が加入するよう指導し、また加入の見込みであるので、法制上、自由加入、自由脱退として構成したとしても、実態上これが保険事業の遂行に支障となることはないと存じます。

○湯山委員 つまり、加入したものの任意脱退といふものは起こらないよう指導もあるし、運営もしていく、こうしたことでなければならぬと思います。この点もう一度お答えいただきたい。たしたいと思います。

○坂田国務大臣 でき得る限りその方向で指導いたしたいと思います。

○湯山委員 できる限りではなくて、そうでないところです。ですから、そういうふうになりますと、こうおっしゃらないとたいへんなことになります。

○坂田国務大臣 さよろんに指導いたします。  
○湯山委員 保証料、保険料が〇・三%ということにになっておるので、政府委員にいろいろお尋ねいたしますと、保険料、保証料の〇・三%を将来引き上げるというようなことになると、また別に問題が起つてまいりますので、この〇・三%という保証料、保険料率は、これより上げるということはない、あつてはならないと思うのですが、最後に、これについてお答えをいただきたいと思います。

○坂田国務大臣 基金協会の保証料及び保険協会の保証料は、他の同種の制度から比べてかなり低率となつておるが、この料率で保険事業の運営に支障はないものと考えており、当分はこの料率で運営してまいる所存でございます。

○湯山委員 大臣、遠慮をなさらずに——当分なんて言われるけれども、もう四年ばかりしたら赤字になるのです。赤字になつたら、今度は上げるのではないかと、いうのが心配ですから、そこで、上げない方針である、こうおっしゃつていただかないで、当分では困るわけです。

○坂田国務大臣 できるだけさよろん方針で進みたいと存じます。

○太石(武)委員長代理 両案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

次回は、明二十四日委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

